(6)　当該設備投資に要した費用の負担の状況及び当該設備投資に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
(7)　中小企業事業主であること。
(8)　雇用管理改善計画の期間の初日から起算して一年を経過する日までの間において、事業所の雇用管理の改善に関する要件として職業安定局長が定めるものに該当する事業主であること。
ト　次のいずれにも該当する事業主であること。
(1)　へ(1)、(2)及び(4)から(6)のいずれにも該当する事業主であること。
(2)　へ(2)の設備投資に要した費用が二百四十万円以上であること。
(3)　雇用管理改善計画の期間の初日から起算して一年を経過する日までの間において、事業所の労働生産性の向上及び雇用管理の改善に資する要件として職業安定局長が定めるものに該当する事業主であること。

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）	
ロ　前号ロに該当する事業主	五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）
（削る）	
（削る）	
（削る）	
ハ・ニ　（略）	
ホ　前号ホに該当する事業主	五十万円
ヘ　前号ヘに該当する事業主	五十万円
ト　前号トに該当する事業主	次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ヘ(2)の設備投資に要した費用が二百四十万円以上五千万円未満の場合	五十万円
(2)　前号ヘ(2)の設備投資に要した費用が五千万円以上一億円未満の場合	五十万円
(3)　前号ヘ(2)の設備投資に要した費用が一億円以上の場合	百万円

3　前項第一号ニに規定する保育事業主が、同号ニに該当することにより人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）を支給するものとする。
一　賃金制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日（第五項第二号において「一年経過日」という。）までの期間における当該賃金制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該賃金制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

（新設）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）	
ロ　前号ロに該当する事業主	次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に掲げる額の合計額
(1)　前号ロ(1)(i)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合	十万円
(2)　前号ロ(1)(ii)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合	十万円
(3)　前号ロ(1)(iii)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合	十万円
(4)　前号ロ(1)(iv)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合	十万円
(5)　前号ロ(1)(v)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合	十万円
ハ・ニ　（略）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	

3　前項第一号ロに規定する事業主又は同号ニに規定する保育事業主が、同号ロ又はニに該当することにより職場定着支援助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該事業主に対し、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）を支給するものとする。
一　前項第一号ロに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。
イ　雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。